

# 「お祝い金・お見舞金等 一覧表」(給付金制度)

伊那市勤労者互助会  
令和7年4月1日より適用

## ◆全労済協会を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険の契約によるもの

給付 または 支払事由		給付金額(円)	請求書または申請書に添付する証明書類等
死亡弔慰金	会員※	疾病による死亡 65歳未満	300,000
		65歳以上	150,000
	不慮の事故による死亡		300,000
	交通事故による死亡		600,000
	家族	配偶者	30,000
	子	10,000	
	親(会員の実・義・継父母)	5,000	
後遺障害※	疾病による重度障害	65歳未満	300,000
		65歳以上	150,000
	不慮の事故による障害		300,000 ~ 12,000
交通事故による障害		600,000 ~ 24,000	
傷病休業見舞金※	休業14日 ~ 30日未満	10,000	
	休業30日 ~ 60日未満	20,000	
	休業60日 ~ 90日未満	30,000	
	休業 90日以上	40,000	
祝金	結婚祝(会員の結婚)	10,000	
	出生祝(会員または配偶者の出産)	10,000	

注)慶弔共済保険契約による給付金の請求時効は、給付事由発生日の翌日から3年間です。

注)※印の死亡弔慰金(会員本人)・後遺障害・傷病休業見舞金については別紙請求書等が必要となりますので、これらの事由が発生した場合はすみやかに下記お問い合わせ先までご連絡ください。

## ◆伊那市勤労者互助会独自の給付

給付事由	給付内容	申請書に添付する証明書類等
記念品	小学校入学祝(会員の子)	カタログ商品
	中学校入学祝(会員の子)	
	中学校卒業祝(会員の子)	
	銀婚祝(会員:結婚25周年)	

注)伊那市勤労者互助会独自給付の請求時効は、給付事由発生日の翌日から1年間です。

★この給付制度は令和7年4月1日から適用し、これ以前の支払事由による給付金は従前の例による。

伊那市勤労者互助会  
 ・伊那市商工会内 ☎ 0265-94-2309  
 ・伊那市役所商工振興課内 ☎ 0265-78-4111 (内線番号 2431)